

小山市で 住宅を取得すると **最大 50 万円!!**

～小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金～

主要要件をチェックして確認✓

※以下の要件をすべて満たす必要があります

- ☐ 申請者は転入日直前の2年間東京圏（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県）に住んでいた
- ☐ 転入日を基準に1年前から2年後の期間内に住宅を取得した
- ☐ 勤労している（雇用形態は問いません）
- ☐ 自治会に加入している（発足していない場合を除く）
- ☐ 住宅の取得から1年を経過していない（転入日後の取得の場合）
- ☐ 転入日から1年を経過していない（転入日前の取得の場合）
- ☐ 市税の滞納がない（同居の家族を含む）
- ☐ 交付対象住宅の所在地に住所を定めている
- ☐ 交付対象住宅に5年以上定住することを誓約する

補助金額をチェックして確認✓

基本額

新築住宅	30万円
中古住宅	10万円

新築住宅の場合
最大 **50** 万円

加算額

居住誘導区域内※おやまわが街ガイドマップで確認可	5万円
神鳥谷南地区地区計画区域内	5万円
思川駅北口駅前地区地区計画区域内	5万円
申請者または配偶者が39歳以下 もしくは15歳以下の子供がいる	10万円
3世代同居をしている※同一住宅に居住	5万円
空き家バンク登録物件	10万円



中古住宅の場合
最大 **20** 万円

<申し込み / 問い合わせ>

栃木県小山市田園環境都市推進課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL:0285-22-9376

MAIL:d-denen@city.oyama.tochigi.jp

詳細はこちら⇒



申請方法

以下の書類を田園環境都市推進課までご提出ください（郵送可）

※他の課や出張所などでは申請書を受け取ることが出来ません。

< 申請書類 > ★の書類はコピー不可

- ☐ 小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金交付申請書兼請求書
- ☐ キャッシュカードや通帳等の写し（口座番号確認用）
- ☐ ★世帯全員の住民票（世帯主と続柄が記載されているもの、小山市で取得）
※3世代同居の場合、同住所にお住まいの方全員分の住民票の他、申請者の戸籍謄本（親子関係が分かるもの）が必要
- ☐ ★申請者の住民票の除票（前住所地で取得）
※小山市への転入日の直前2年間の住所地が分かるもの
- ☐ ★世帯全員分の完納証明書or滞納なし証明書（小山市納税課で取得）
※未成年分は不要
※3世代同居の場合、同住所にお住まいの方全員分の証明書が必要
- ☐ 申請者の社会保険証の写しor就業証明書（申請者が勤労していることの確認用）
- ☐ 自治会費の領収書の写しor自治会加入証明書（参考様式あり）
- ☐ 定住誓約書（様式第2号）
- ☐ 住宅の登記事項証明書の写し
※建物のみ、法務局で取得（登記情報提供サービスでの取得は不可）
- ☐ 住宅の請負契約書（建売や中古の場合は売買契約書）の写し
※物件の住所、契約日、契約者署名が分かる部分
- ☐ 住宅の平面図の写し※間取りが分かるもの
- ☐ 検査済証の写し※確認済証とは異なる
※無い場合は建築台帳等記載事項証明書を提出（建築指導課で取得）
- ☐ 同意書（共有名義の場合）
- ☐ アンケート（専用フォームからWEBで回答）
※アンケートの回答が確認でき次第、支払いの手続きを始めます



アンケートはこちら

留意事項

- ・申請者は、**契約者ご本人**に限ります。
- ・住宅の取得とは、新たに建設・購入した対象住宅の所有権保存または移転登記をすることをいい、登記事項証明書の**権利部の受付日を基準**とします。
- ・新築とは、人の居住の用に供したことの無いもので、登記事項証明書の表題部の**新築日から取得日までが1年未満**の場合をいいます。
- ・東京圏に住んでいたことは住民票の除票で確認します。住民票を東京圏に移していなかった場合、本補助金の対象外となります。
- ・本補助金は「**一時所得**」に該当します。
- ・申請を受け付けてから交付まで1か月～2か月程度のお時間をいただいています。なお、予算に限りがありますので、年度途中で募集を締め切る場合があります。